フレックス工期による契約方式を適用する工事における配置予定技術者の取扱いについて

フレックス工期による契約方式を適用する工事については、契約日から着工日までの期間は、技術者を配置することを要しないため、技術者の配置に関する取扱いを下記のとおりとします。

●対象工事

・受注者が一定の期間内で着工日を選択可能とすることが有益と認められる工事

・工事用地及び工事の施工上必要な用地が確保されている工事

※フレックス工期による契約方式の適用を可能とする工事は入札公告で明示

●取り扱い

・技術者の配置にかかる要件を満たすべき開始時点を「着工日時点」とします。

●確認方法

「着工日時点」で他の工事の配置技術者となっていないことを確認します。

※着工日は、書面による技術提案提出時に提出を求める「着工日通知書」に記載する着工日となります。

※着工期限日は当該入札の落札予定日から６０日以内とします。

※書面による技術提案提出時において、配置予定技術者が他の工事の配置技術者となっている場合は、工期の終期確認のため、現に従事している工事の契約書（当初契約書及び工期変更している場合は変更契約書）の写しの提出が必要となります。

●適用日

・平成２６年５月１日以降に入札公告を行う対象工事から適用